

事業者 各位

足場の組立て等作業主任者能力向上教育のご案内

兵庫労働局長登録教習機関

一般社団法人兵庫労働基準連合会

平成21年6月1日より施行の改正労働安全衛生規則により、足場に係る構造や点検について規制が強化されています。

これに関しまして厚生労働省から、足場の組立て、解体又は変更時等の点検実施者については、「原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること」が示されています。また、作業主任者の選任と概ね5年ごとに事業者による足場の組立て等作業主任者の能力向上教育の実施が義務付けられています。

その後も、墜落災害等の減少がみられないことで、27年7月から足場からの墜落防止のための措置が強化され、労働安全衛生規則が改正されました。

当連合会では、「足場の組立て等作業主任者」の資格を有している方等を対象として「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を開催することとしましたので、受講について事業者のご配慮をお願い申し上げます。なお、受講者には修了証を発行いたします。

平成29年度 第1回 足場の組立て等作業主任者能力向上教育の開催について

- 1 開催日時 平成29年8月9日(水) 9:00~17:25
- 2 開催場所 マークラー神戸ビル12階/兵庫労働基準連合会会議室
神戸市中央区雲井通4-2-2 (中央区役所東隣)
- 3 対象者:平成21年法改正以前に「足場の組立て等作業主任者」の資格を有している方 及び 「足場の組立て等作業主任者」資格修了者で概ね5年以上経過している方
- 4 定員 概ね60名 <5月10日から受付開始します>
- 5 申込方法 <随時募集>(定員になり次第受付終了します。)



- (1) 申込書によりお申込してください。先着順にて受付します
申込書に必要事項を記入し、FAXにより申込んでください。

① 人数分の受講申込用紙と振込の案内を郵送します。

② 期限までに受講申込書の作成と受講料を振込んだ後、口座案内の下段の受講料振込み連絡票に記載及び返信用封筒に 82円分の切手を貼り同封のうえ、郵送にてお送りください。

- 6 受講料等 (銀行振込となります。受講可能者には別途ご案内申し上げます。)テキストは当日に配布します。

・<兵庫県下労働基準協会 会員>受講料 ¥8,640-(税込) ・テキスト代 ¥1,540-(税込)

・< 会 員 外 >受講料 ¥9,720-(税込) ・テキスト代 ¥1,540-(税込)

※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。

※注意:当日は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、社員証など)を必ず持参してください。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了証を受けられません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。会場には使用できる駐車場はありません(單車等も停められません)。

◆提出いただいた個人情報(当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします)。

	時刻	科目	範囲
能力向上 カリキュラム	9:00~ 9:10	講習内容説明	
	9:10~10:10 (10分休憩)	最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理(1時間)	1 足場、部材等の特徴 2 部材等の選択と管理
	10:20~12:20	災害事例及び関係法令(2時間)	1 災害事例とその防止対策 2 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項
	12:20~13:05	昼食	
	13:05~17:25 (10分休憩 2回)	足場の組立て等安全施工と保守管理(4時間)	1 足場の強度計算方法 2 組立て等の基本的事項と留意事項 3 組立て後の保守管理
	17:25~	修了証交付	

※担当者から受講者に受講票を渡される場合、案内図と時間割表もコピーをしてわたされるようお願いいたします。

